



介護福祉士修学資金貸付制度

福祉のプロをめざす

サポート

あなたを応援します!

在学する養成施設の履修期間、希望により下記の金額で貸付申請することができます。

貸付期間
内容等

貸付額 **最大 168万円** (2年修学の養成施設の場合)

- 修学資金月額..... **50,000円**
- 入学準備金..... **200,000円**
- 就職準備金..... **200,000円**
- 国家試験受験対策費用..... **40,000円** (1年度あたり。卒業年度及びその前年度に貸与)
- 生活費加算制度あり ● 無利子

返還免除

資格取得後5年間、**群馬県内**で介護等の業務に従事すると、**全額返済免除。**

- 養成施設卒業の日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、群馬県内で介護等の業務に就き、5年間引き続き従事した場合。
※退学した場合、卒業後介護等の業務に従事しなかった場合や従事期間が5年間に満たない場合などは、返還する必要があります。

貸付対象

以下の全ての条件にあてはまる方

- 介護福祉士養成施設に在学している方(入学を希望する方も含みます)。
※県外の養成施設の場合は、群馬県在住または入学の前年度に群馬県に在住していた方に限ります。
- 卒業後、群馬県内で介護等の業務に従事する意思のある方。
- 養成施設の修学に関し、日本学生支援機構や生活福祉資金等の他の国庫補助による貸付制度を利用していない方。
高等教育の修学支援制度(日本学生支援機構給付型奨学金・授業料等減免)についてはそちらを優先してお申し込み下さい。実費負担分のみ修学資金より貸付が可能です。

問い合わせ先

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉資金課
〒371-8525 前橋市新前橋町13-12(群馬県社会福祉総合センター4階)
■ 電話 (027)255-6031 ■ FAX (027)255-6444